

湯梨浜町不妊治療費助成事業のご案内

湯梨浜町は、子どもを望まれ、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に係る費用の一部助成を実施しています。

平成28年4月1日より助成金額の一部を変更しました。助成制度の概要は下記のとおりですが、詳細については湯梨浜町子育て支援課にお問合せください。

【制度の内容】

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）並びに人工授精に係る費用を助成します。

特定不妊治療助成金額

（県要綱別表1-2区分A・B・D・E）

1年度につき1回目治療費を150,000円まで

2回目治療費を100,000円まで、3回目以降を50,000円まで

（県要綱別表1-2区分C・F）

初年度1～3回目治療費を43,750円まで

4回目以降19,500円まで

2年度以降1・2回目治療費を43,750円まで

3回目以降19,500円まで

人工授精助成金額

県助成金対象治療費から県助成金の額を除いた額の5分の2以内とし、

1年度につき20,000円までで、通算2年度まで

【対象者】

次のすべてに該当する方とします。

- ① 特定不妊治療及び人工授精以外の治療法によっては、妊娠の見込がないか極めて少ないと診断された方
- ② 夫婦の両方、又は一方が湯梨浜町に住所を有し、1年以上継続して居住している方
- ③ 鳥取県内の指定医療機関で不妊治療（ただし男性不妊治療を除く）を受けた方
- ④ 鳥取県の不妊治療費助成金、人工授精助成金（ただし男性不妊治療費助成金を除く）の交付決定を受けた方

【助成金の申請手続き】

申請窓口 役場子育て支援課

申請に必要な書類

- ・ 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（鳥取県特定不妊治療費助成交付申請書の複写2枚目）※用紙は鳥取県特定不妊治療助成窓口もしくは町子育て支援課窓口で交付できます。
- ・ 不妊治療に係る領収書の写し（指定医療機関が発行をした領収書）
- ・ 鳥取県特定不妊治療費助成金又は人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書の写し

詳しくは湯梨浜町役場子育て支援課までお問い合わせください。

電話 35-5322